

## 【よくある質問（傷病見舞金）】

Q 1 給与収入と、事業所得があります。傷病手当金と傷病見舞金どちらの申請をすればよいでしょうか。

A 1 感染時点の主な収入が給与によるものであれば、傷病手当金を申請してください。傷病見舞金は、傷病手当金の支給対象とならない方が申請できます。なお、内容によっては電話での聞き取りや、追加書類の提出をお願いする場合があります。

Q 2 個人事業主ですが、確定申告を給与収入で提出しています。

A 2 開業届や業務委託契約書など、事業所得を得ていることが客観的に分かる書類を御提出ください。なお、内容によっては電話での聞き取りや、追加書類の提出をお願いする場合があります。

Q 3 医療機関の発行する診断書を提出できません。どのような書類であれば陽性証明となりますか。

A 3 保健所の発行する通知や、My HER-SYS※の証明書などです。（その場合、①誰が②いつ③どこで診断したか 等が分かるものを御用意ください。）

※ My HER-SYS（マイハーシス）とは、厚労省の運用する、新型コロナウイルスに感染した方向けのアプリです。

Q 4 濃厚接触者も傷病見舞金の支給対象になりますか。

A 4 無症状の濃厚接触者については、支給対象にはなりません。

Q 5 新型コロナウイルスの後遺症で勤務ができない状況が続く場合、別途支給申請できますか。

A 5 病見舞金は新型コロナウイルスに感染した方が対象のため、後遺症については傷病見舞金の対象にはなりません。

Q 6 申請に時効はありますか。

A 6 傷病見舞金の請求権は、陽性となった日の翌日から起算して、2年を経過すると時効となります。

Q 7 支給までどれくらいかかりますか。

A 7 申請書が市役所に届いた日から1～1か月半程度で口座に振込みを行う予定です。内容によっては審査にお時間をいただくため、遅れる場合

もあります。